

横須賀老人ホーム

訪問介護契約書

訪問介護契約書

訪問介護利用者(以下「利用者」といいます。)と横須賀老人ホーム所長(以下「事業者」といいます。)との間において、次のとおり訪問介護契約を締結します。

(サービスの目的及び内容)

第1条 事業者は、介護保険法の関係法令及びこの契約書に従って、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護の対象となるサービスを提供し、利用者は事業者に対してそのサービスに対する利用料を支払います。

2 サービス内容の詳細は、別紙に記載のとおりです。

(契約期間及び更新)

第2条 この契約の契約期間は、平成__年__月__日から利用者の要介護(要支援)認定の有効期間満了日までとします。

2 この契約は、利用者の要介護(要支援)認定の更新、変更がなされ、契約期間満了日の7日前までに利用者から事業者に対して契約終了の意思表示がない場合、新たな要介護(要支援)認定の有効期間満了日まで同一条件で次の認定期間を更新します。以後同様とします。

(個別サービス計画等)

第3条 事業者は、利用者の日常生活の状況及びその意向を踏まえて、利用者の「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。「訪問介護計画」を作成した場合は、利用者に説明し、同意を得て交付をすることとします。

2 事業者は、利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合で、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに「訪問介護計画」の変更等の対応を行います。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業者への連絡調整等の援助を行います。

(サービス提供の記録等)

第4条 事業者は、サービスを提供した際には、予め定めた「訪問介護記録書」等の書面に提供したサービス内容等の必要事項を記入し、同意を得て交付をすることとします。

2 事業者は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載して前項の「訪問介護記録書」等の記録を作成して、利用者へ説明のうえ提示します。

3 事業者は、「訪問介護記録書」等の記録を作成した後2年間保管し、利用者は、閲覧又は複写物の交付を受けることができます。

(利用料及びその滞納)

第5条 利用料は、【利用料金表】に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

2 事業者は、当月利用料の合計額の請求明細書を翌月20日までに利用者等にお知らせします。

3 事業者は、利用者から利用料の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

4 事業者は、介護給付費の改定、その他正当な理由のある場合は、利用料を改定することができるものとします。この場合、事業者は速やかに利用者等に対し、改定の施行時期及び改定後の利用料を通知するものとします。

- 5 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は30日以上の期間を定めて、期間満了までに利用料を支払わないときは、この契約を解約する旨の催告をすることができます。
- 6 事業者は、前項の催告をした場合は、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な調整を行うよう要請するものとします。
- 7 事業者は、前項に定める協議等の努力を行い、かつ第5項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解約することができます。

(利用者の解約権)

第6条 利用者は、事業者に対しいつでも7日以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。

(利用者の解除権)

第7条 利用者は、次のいずれかに該当した場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- (1) 事業者が正当な理由なく、契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらずこれを提供しない場合
- (2) 事業者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、又は著しい不信行為を行う等、契約を継続しがたい重大な事由が認められた場合

(事業者の解約権)

第8条 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者等に対して、30日以上の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

- (1) 利用者又はその家族等が、事業者、サービス従業者及び他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの違反行為を行った場合
- (2) やむを得ない事情により事業を閉鎖または縮小する場合

(契約の終了)

第9条 次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- (1) 第5条の規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (2) 第6条の規定により利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (3) 第7条の規定により利用者から契約解除の意思表示がなされたとき
- (4) 第8条の規定により事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- (5) 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

ア 利用者が介護老人福祉施設に入所した場合

イ 利用者の要介護認定区分により非該当もしくは当該サービス区分に該当しないものと判断された場合

ウ 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第10条 事業者は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

(秘密保持)

第11条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、予め文書により利用者の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

(苦情対応)

第12条 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、第三者委員、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応をします。

3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(契約外条項等)

第13条 この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者と事業者とで話し合いにより決めます。

2 この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものです。なお、それ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途契約が必要になります。

以上のとおり契約が成立したので、その証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

平成 年 月 日

<利用者> 住所 電話

氏名 印

<署名代行人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<立会人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

(注)「立会人」欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。

<事業者> 住所 横須賀市野比5-5-6 電話 046-839-2738

事業者 横須賀老人ホーム 訪問介護

代表者 所長 芦澤 敏夫 印

訪問介護説明書

1 サービスの内容

- (1) 「訪問介護」は、利用者の居宅(自宅)において介護福祉士又はその他制令で定める者を派遣して、入浴、排泄、食事等の介護及びその他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- (2) サービスの提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。
- (3) サービス内容の詳細については、別添の「サービス内容詳細確認票」によりご利用者の希望を確認したうえで実施します。

2 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、予め定められた「訪問介護記録書」等の書面に必要事項を記入して、ご利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、一定期間毎に「訪問介護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問介護記録書」等の書面を作成して、ご利用者に説明のうえ交付するとともに、居宅介護支援事業者に提出します。
- (3) 事業者は、前期の「訪問介護記録書」その他の記録を作成した後2年間は保管し、ご利用者の求めに応じて閲覧に応じ、その写しを交付することができます。

3 サービス提供責任者等

サービス提供責任者は次のとおりです。サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名 _____ 連絡先(電話) 046 - 839 - 2738 _____

4 利用料

- (1) ご利用者からいただく利用料は、別添【利用料金表】のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。また、ご利用者が保険料を滞納し、保険給付の制限を受けている場合には全額負担いただき、利用料の支払いと引き替えにサービス提供証明書と領収書を交付いたします。介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。
- (4) 原則として利用料は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月20日までにご利用者に通知します。毎月27日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。

5 キャンセル

- (1) ご利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに次の連絡先までご相談ください。

連絡先(電話) _____ 046 - 839 - 2738 _____

- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日の午後5時までにご連絡ください。

サービス利用の前日の午後5時以降及び当日のキャンセルは、キャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。

- (3) キャンセル料は、利用料の支払いに合わせてお支払いいただきます。

時 期	キャンセル料
ご利用日前日の午後5時までの場合	無 料
ご利用日前日の午後5時以降からご利用日当日の場合	利用料金の全額+2,000 円(人件費相当分)

6 その他

- (1) ご利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、前記のサービス提供責任者までご相談ください。
- (2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - ア ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。(家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です。)
 - イ ヘルパーは介護保険制度上、ご利用者(要介護者・要支援者)の介護や家事を行うこととされています。庭の草刈りや他のご家族の食事の用意などを行うことはできかねますので、ご了承ください。
 - ウ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

以上のとおりサービス契約にあたり、説明しました。

平成 年 月 日

<事業者> 住所 横須賀市野比5 - 5 - 6 電話 046 - 839 - 2738

事業者 横須賀老人ホーム

説明者 印

以上のとおり内容を承諾しました。

<利用者> 住所 電話

氏名 印

<署名代行人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

<立会人> 住所 電話

氏名 印

利用者との続柄

訪問介護計画書

No _____

利用者氏名		生年月日	年 月 日生(歳)
住 所		電話	男 ・ 女
介護の目標			
目標達成のための具体的なサービス内容			
実施時期	サービス内容	留意点	頻度
備 考			

上記の計画書に基づき訪問介護サービスを提供します。

平成 年 月 日

<事業者> 住 所 横須賀市 野比 5 - 5 - 6

事業者 横須賀老人ホーム 訪問介護

サービス提供責任者

印

訪問介護記録書

No _____

年 月 日	: ~ : :				
年 月 日	: ~ : :				
年 月 日	: ~ : :				
年 月 日	: ~ : :				
年 月 日	: ~ : :				
年 月 日	: ~ : :				
利用料等	利用料計				
	円、うち利用者負担額計				円
	【算定根拠】				
訪問介護計画 上の目標達成 の状況・評価					

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

<事業者> 住 所 横須賀市野比5 - 5 - 6

事業者 横須賀老人ホーム 訪問介護

サービス提供責任者

印

上記の訪問介護記録書の内容に同意します。

